

## 掛川市意見公募手続等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、意見公募手続等に関し必要な事項を定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第17条の規定に基づき市政に対する市民等の参画の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「実施機関」とは、市長その他の執行機関をいう。

### (意見公募手続)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項（以下「基本政策等」という。）を定めようとする場合には、当該基本政策等の案（基本政策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

#### (1) 次に掲げる条例

- ア 市の基本的な制度を定める条例
- イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- ウ 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例

#### (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則その他の規程

(3) 市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施する必要があると認めるもの

2 前項の規定により公示する基本政策等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該基本政策等の題名及び当該基本政策等を定める根拠となる法令の条項その他基本政策等の具体的内容が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に基本政策等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。

(2) 納付すべき金銭について定める条例を定めようとするとき。

- (3) 納付すべき金銭について定める条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則その他当該条例の施行に関し必要な事項を定める規則その他の規程を定めようとするとき。
- (4) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則その他の規程を定めようとするとき。
- (5) 法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は静岡県の条例若しくは静岡県知事その他の執行機関の規則その他の規程と実質的に同一の条例又は規則その他の規程を定めなければならないとき。
- (6) 他の実施機関が意見公募手続を実施して定めた基本政策等と実質的に同一の基本政策等を定めようとするとき。
- (7) 法令又は条例の規定に基づき法令又は条例の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則その他の規程を定めようとするとき。
- (8) 条例又は規則その他の規程を定める根拠となる法令又は条例の規定の削除に伴い当然必要とされる当該条例又は規則その他の規程の廃止をしようとするとき。
- (9) 法令、条例又は規則その他の規程の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする条例又は規則その他の規程を定めようとするとき。
- (10) 基本政策等の策定等に当たり、意見公募手続が法令、条例又は規則その他の規程に定められているとき。
- (11) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による請求に基づき条例案を議会に付議するとき。

（意見公募手続の特例）

第4条 実施機関は、基本政策等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該基本政策等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の議を経て基本政策等を定めようとする場合において、当該附属機関等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(意見公募手続の周知等)

第5条 実施機関は、意見公募手続を実施して基本政策等を定めるに当たっては、第3条第1項の規定による公示に先立ち、次に掲げる事項について周知するよう努めるとともに、必要に応じ、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 基本政策等の案の名称及び概要
- (2) 基本政策等の案に対する意見の提出方法及び意見提出期間
- (3) 公示の方法
- (4) 問い合わせ先

(意見の提出方法)

第6条 意見を提出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法により、実施機関に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (3) 連絡先

(提出意見の考慮)

第7条 実施機関は、意見公募手続を実施して基本政策等を定める場合には、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該基本政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

第8条 実施機関は、意見公募手続を実施して基本政策等を定めた場合には、当該基本政策等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 基本政策等の題名
- (2) 基本政策等の案の公示の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した基本政策等の案と定めた基本政策等との差異を含む。）及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にし

なければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず基本政策等を定めないこととした場合には、その旨（別の基本政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

（準用）

第9条 第7条の規定は第4条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで基本政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第4条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで基本政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第4条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで基本政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第7条中「当該実施機関」とあるのは「附属機関等」と、前条第1項第2号中「基本政策等の案の公示の日」とあるのは「附属機関等が基本政策等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

（実施状況の公表）

第10条 市長は、この要綱による手続の実施状況を取りまとめ、その結果を常時公表しておかなければならない。

（公示等の方法）

第11条 第3条第1項並びに第8条第1項（第9条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第4項（第9条において準用する場合を含む。）の規定による公示並びに前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 担当課、情報公開コーナーその他実施機関が指定する場所における閲覧及び配付
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に意思決定過程にある基本政策等で、意見公募手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。